

平成28年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価報告書

1. 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の規定に基づき、品川区教育委員会がその権限に属する事務の管理および執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たすことを目的とする。

2. 仕組み(方法・基準)

(1) 「品川区教育委員会事務事業評価実施要領」に基づき、教育委員会所管の予算事業を対象として、事業ごとにその必要性・代替性・効率性について基本的な評価を行い、これをもとに今後の方向性として総合評価を行った。

(2) 評価基準

① 基本評価（必要性・代替性・効率性）の基準は次のとおりである。

評価基準	評価の視点	評価	
必要性	◆そもそも区民や区内事業者等にとって必要な事業か ・目的の妥当性、区民等のニーズはあるか ・時代の変化に適応しているか ・他に類似の事業はないか、代替手段は他にないか	A	区民等のニーズが高く必要な事業である
		B	法令等の定め、または一定のニーズがあり必要性は高い
		C	区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある
		D	区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず不要な事業である
代替性	◆その事業は区が主体となって行うべき事業か ・行政が担う必要があるか ・行政が担う必要性があっても、区が実施することが適当か	A	区が積極的に実施すべき事業である
		B	区が実施すべき事業として法令等で定められている、または区が実施することが効果的である
		C	どの主体でも実施は可能だが、区が実施することが概ね適当である
		D	国・都または民間が実施すべき事業である、または区が実施すべき事業としては役割を終えた事業である
効率性	◆実施手法は適切か ・投入された資源量に見合った結果、成果が得られているか ・最小の経費で最大の効果を挙げているか ・受益者負担は適正か ・対象範囲は適正か ・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率がよいか	A	実施手法は適切で、見直しの必要はない
		B	実施手法は概ね適切である
		C	実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である
		D	大幅な見直しが必要である

② 総合評価（今後の方向性）の基準は次のとおりである。

評価基準		評価	
総合評価	拡 充	A	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
	継 続	B	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
	見 直 し	C	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等見直しが必要
	廃 止	D	事業を廃止（または休止）

3. 対象事業

点検および評価の対象とする事業は、平成28年度実施の教育委員会の権限に属する予算事業を評価対象とした。

以上により事務事業評価対象事業数を127事業とした。

(庶務課：32 学務課：23 指導課：20 教育総合支援センター：38
品川図書館：14)

4. 結果

品川区教育委員会は事業の点検および評価を行うにあたって、品川区教育委員会の教育目標・基本方針に基づき事業を適切に執行しているかを基本に評価を行った。

今回評価を行った事務事業の点検および評価結果は次のとおりである。

(1) 実施事業の総合評価（今後の方向性）

評価基準			該当 事業 合計	内訳				
				庶務課	学務課	指導課	教育総合支援 センター	品川図書館
A	拡充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要	14	5	1	6	2	0
B	継続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持	105	26	21	9	35	14
C	見直し	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等見直しが必要	7	1	1	4	1	0
D	廃止	事業を廃止（または休止）	1	0	0	1	0	0
—	完了	事業が完了している	0	0	0	0	0	0
合 計			127	32	23	20	38	14

今後も拡充が必要（拡充）《A》とした事業が11.0%であり、効率化を図りつつ現在の水準を維持すべき（継続）《B》とした事業が全体の82.7%を占めている。また、事業の必要性はあるが、執行方法や執行体制を見直すべき（見直し）《C》とした事業が5.5%、事業の廃止（廃止）《D》とした事業が0.8%である。事業の完了により今後の方向性について評価を行わなかった（完了）という評価は該当がなかった。

(2) 教育委員会意見

概ね教育委員会事業については、区民（保護者、児童・生徒、地域住民等）への教育効果等の実績、事業の必要性、および費用対効果等の視点から点検および評価を行ったところ、教育目標に従い着実かつ適切に執行されており、現状維持または現状をベースに発展、向上させるべきであると考ええる。

今回、総合評価で「見直し」とした事業については、中長期に課題を検討すべきものもあり、計画的に改善していく必要がある。また「継続」とした事業についても、その意義と目的を常に意識しつつ実施するよう努力されたい。

評価の結果の良し悪しではなく、評価結果を活かし、さらに創意工夫を重ねて効果的かつ効率的な事業推進にあたられることを求めたい。

以下、個別の事業に対する点検及び評価にあたっての教育委員会の主な意見をあげる。

① 学事制度の検討について【庶務課】

区では学事制度のあり方等について検討を行うため、平成28年10月に学事制度審議会を設置し、概ね月1回程度審議を行ってきた。審議会では、学区など地域と関わりが深いテーマを扱っていることから、今後、審議の過程において、区民アンケートやパブリックコメント等の機会を設けるなど、地域住民の意見を良く聞きながら検討を進めていくことが必要である。

② 校庭整備について【庶務課】

学校における校庭は児童・生徒の体力向上のための重要な施設であるとともに、災害時の区民の一時避難所としても大きな役割を果たす。そのため、校庭を安心して使用するためには十分な安全性・機能性を有することが求められる。人工芝生は土舗装の校庭に比べより擦り傷などの怪我が少なく安全で、水はけもよく汚れも少ない。また、近隣への砂埃の抑制効果も期待できるため、計画的な人工芝生化を検討すること。

③ 学校ICTの推進について【学務課】

平成26年度にICT推進校（10校）に児童1人1台のタブレット型PCの導入およびICT推進校（10校）・実践校（12校）に電子黒板等を配備するなど、ICT教育環境の整備を行った。ICTの活用は、これからの社会で活躍する上で必須の能力であり、今後は、配置計画を確実に実行に移すとともに、教員向け研修を充実し、活用方法や指導方法について効果を検証し、より有用な活用方法を検討すること。

④ 小中一貫教育の推進について【指導課】

次期学習指導要領の改訂に合わせ、今後、品川区立学校教育要領の策定にあたり、教育改革プラン21の成果を踏まえ、「品川教育ルネサンス-For The Next Generation-」としてこれからの時代に合った新たな教育内容・方法を再構築していく必要がある。品川の教育理念や独自性を加味し、品川の次代を担う人材の育成に資する内容となるよう検討すること。

⑤ 学校支援地域本部事業について【指導課】

品川コミュニティ・スクールでは、保護者および地域住民等の学校運営への参画を促進することにより、学校の教育活動の充実や地域人材の有効活用や地域の教育力の活性化を図っている。その中で、学校と地域をつなぐ学校地域コーディネーターは重要な役割を担っており、今後、全校展開し持続可能な体制を構築するためにも、地域における多様な意見を集約しつつ連携を密にし、その活動を支援する体制の整備に努めること。

⑥ いじめ防止対策について【教育総合支援センター】

いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るため、様々な取組や対策を行ってきた。平成28年4月には「品川区いじめ防止対策推進条例」を施行し、いじめの防止等について区の基本理念を明らかにし、子どもの教育に携わる全ての人が総がかりで解決に向けて取り組むことを明記した。一方で、いじめは依然として社会問題となっている。いじめ防止に関しては、今後も児童・生徒だけでなく、教職員、保護者、地域関係者、教育委員会などが連携して意識を高め、引き続きいじめ防止の取組の協議検証、啓発活動、問題発生時の未然防止に努めること。

⑦ 体力向上の推進について【教育総合支援センター】

平成27年度より児童・生徒の体力向上に向けた取組として、モデル校の一部授業においてテクニカルアドバイザーを配置し、教員とのチームティーチングを行っている。実施校では、体力測定値で前年度より良い結果となり、一定の効果が見られる。テクニカルアドバイザーについてはモデル校の実施を踏まえて効果検証を行い、今後、全校展開に向け効果的な実践となるよう学校現場と協力して行うこと。また、運動が不得手な子どもに対して、体を動かすことの重要性を意識づけるといった体力向上の普及啓発を、オリンピック・パラリンピック教育と関連づけながら行うことも必要である。

⑧ 特別支援学級の運営について【教育総合支援センター】

障害者差別解消法の施行により、合理的配慮を踏まえた特別支援教育の重要性と期待は年々高まっている。各学校では特別支援コーディネーターを中心として、特別な支援の必要な児童・生徒へ丁寧な対応に努めている。また、本年度から、本区では「特別支援教室」を全小学校・義務教育学校(前期)に設置し、巡回相談員等と様々な連携を図りながら新たな取り組みを開始するなど、特別支援教育を推進している。今後とも、各学校並びに関係機関と連携を図りながら、より適切な支援を高めていくこと。

⑨ 図書館窓口等業務委託・指定管理者制度について【品川図書館】

地区館9館の指定管理者導入と、中央館である品川図書館の業務委託拡大は、本年度で2年目となり、各種施設・学校・商店街などと連携した事業も実施するなど、地域に根ざした図書館として各館の特色も出てきている。本離れが言われて久しいが、本に興味を持ち図書館に通ってもらうためにも、引き続きさらなるサービスの充実をはかること。

(3) 点検・評価に関する学識経験者からの意見

教育委員会の点検および評価に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づき学識経験者に意見を求めた。

意見を求める内容については、平成28年7月12日開催の教育委員会定例会において協議のうえ決定した。

① 対象事業

- 1 品川コミュニティ・スクールについて
- 2 義務教育学校の管理・運営について

② 学識経験者

筑波大学 教授 窪田 眞二

学識経験者からの意見は以下のとおりである。

1 品川コミュニティ・スクールについて

品川コミュニティ・スクールは、学校と保護者、地域住民とが協働して教育活動を進めることで、教育活動の充実と改善を図り、地域人材の活用および地域の教育力を活性化することを目的としている。品川区における取り組みの特徴は、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みとして、「校区教育協働委員会（以下：協働委員会）」を設置することとしていること、そして、学校地域コーディネーターや学校支援ボランティアが実際に学校支援を行う「学校支援地域本部」が、協働委員会と密接な連携をとって上記の目的を達成しようとしていることである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める学校運営協議会は、学校支援地域本部との連携をその役割として明示してはいないが、平成27年12月21日の中教審答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、実態として「学校運営協議会の機能として支援機能を位置付けている割合は約68%」とあり、地域住民や保護者等による学校の教育活動等を支援する機能は欠かせないものとなっていることが示されている。さらに、答申は支援機能にとどまらず、「地域住民や保護者等と教職員とが協働で企画したり活動を実施したりするなど、学校と地域で連携・協働した活動が展開されるよう配慮することが必要であるとともに、子供の学びを中心に据えた協働的な活動を通じ、地域づくりに発展していく取組を推進していく視点も有効」として、「地域学校協働本部」が構想されている。品川区におけるコミュニティ・スクールの取り組みの方向性は先進的であるといえることができる。

既に、平成26年度より品川区小中一貫教育推進委員会の地域部会では、浜川中学校区における先導的な試行に取り組んでおり、その成果を踏まえて、平成28年度には品川コミュニティ・スクール推進委員会が設置され、平成30年度における協働委員会の全区展開開始に向けた準備が進められている。

ここでは、平成28年11月に開催された品川コミュニティ・スクール推進委員会にお

いて指摘された品川コミュニティ・スクールの全区展開に向けた課題を踏まえて、本取り組みに関する意見を記すこととする。

まず、協働委員会の取り組みでは、①校区外部評価委員会から協働委員会に変わるに当たり、新しい仕組みに対する委員の間での理解促進に意が注がれ、十分な意識付けができていないこと、②先導的な取り組みでは施設分離型の小学校と中学校であったが、連携小学校の元 PTA からバランスよく委員が選ばれていること、③協働委員会と学校支援地域本部の役割等について町会への説明等理解促進の活動が進んでいることなどの成果が見られる一方で、①教員の側に制度の理解が不十分であったこと、②協働委員の任期や選出方法について、年齢層のバランスなど委員の更新を計画的に進めること、③協働委員会を構成する学校と協働委員会に委員を出していない連携校との関係などの課題が指摘されている。

校区の事情は区内だけでも多様性があるため、協働委員の選出母体一つをとっても一様な制度設計は難しいと考えられる。校区を構成する学校からの意見を集約しつつ、地域住民の意向とのすりあわせにより、実情に見合った制度設計が求められる。

次に、学校支援地域本部については、①コーディネーターが中心となって学校支援活動が活発になってきていること、②コーディネーター同士が連携して活動できていること、などの成果が見られる一方で、①各校でコーディネーターは1名が配置されているが、今後多様な活動が求められたり、地域住民や保護者等と教職員とが協働で企画したり活動を 実施したりする場合に柔軟に対応できるように、複数の配置が望まれること、②これまでもコーディネーター対象の研修は取り組まれてきているが、今後さらにニーズに対応した研修が企画される必要があること、などの課題を指摘することができる。

協働委員会をめぐる課題への対応と同様に、地域の実情に見合った方向性が模索されて制度設計が行われていくことが期待される。また、現在は実質的に1名のコーディネーターに多くを依存しているが、今後は組織的な活動が求められるようになることが予想されるため、学校に令達されている学校支援地域本部に対する予算は、今後本部長が会計を処理できるような仕組みが求められよう。

なお、校区教育協働委員会事業と学校支援地域本部事業に関する自己評価では、効率性の観点でいずれも「B」評定となっているが、制度設計段階ではさまざまな要素について慎重な検討が要されるところであり、やむを得ないものと思われる。

2 義務教育学校の管理・運営について

品川区では平成 18 年度から小中一貫教育が開始され、施設一体型小中一貫校もこれまで6校が設置されて実践を積み重ねてきた。平成 27 年 6 月施行の学校教育法一部改正により、「義務教育学校」が新たな校種として新設されたことを受けて、施設一体型小中一貫校 6 校が平成 28 年 4 月 1 日から「義務教育学校」として新たに位置付けられた。

品川区の小中一貫教育の取り組みでは、施設一体型小中一貫校の設置のほか、4-3-2の区分に対応した教育課程の編成（品川区小中一貫教育要領）、9年間を見通した市民科の実践等において多くの成果が挙げられているが、一方で課題も指摘されている。

品川区教育委員会が実施した「義務教育学校の管理・運営に関する調査」では、施設一体型小中一貫校 6 校から、下記の項目について、①課題、②改善のために必要なこと

(人事、施設・設備、予算等)の回答を得ているので、ここでは本調査結果を参照して、品川区における義務教育学校をめぐる課題と対応策について意見を記すこととする。

(1) 校長1名、副校長3名の体制について

義務教育学校は必然的に大規模学校となる場合が多く、最大規模の品川学園では児童生徒数が1116名(平成28年5月1日現在)であり、6校の平均でも900名を超える。特別支援学級を含む学級数でも、平均で30学級を超えている。

品川区の義務教育学校は、校長1名、副校長3名の体制で運営されている。校種の異なる小学校と中学校それぞれの課題に対し、校長が1名で対応しなければならないため、校長の負担が大きいことが課題としてあげられる。副校長については、複数配置のため、業務の重なりや未実施の可能性があるため、連携・調整が第一の課題としてあげられ、副校長の人材育成のためにジョブローテーション等を工夫することが第二の課題となっている。

校長の負担軽減と副校長間での連携や調整による学校管理業務の効率性確保のために、現在の体制を維持しつつ、①統括副校長職を新設する、②主幹教諭の副校長補佐機能の強化等により、義務教育9年間を見通した学校運営をより効率的に進められるような仕組みづくりが求められている。主幹教諭の副校長補佐機能の強化については、併せて主幹教諭に対する授業軽減講師の配置が今後の検討課題となろう。また、義務教育学校勤務経験者を管理職に育成していく手立てが調査において指摘されており、配慮が求められている。

校長の負担軽減のための方策としては、宿泊行事の引率等に副校長が行けるようにするなど、副校長の職務について、継続的に見直す必要がある。

(2) 分掌組織・職務分担について

義務教育学校の主任や主幹教諭の役割については、前期課程と後期課程それぞれの状況を把握して勘案しながら分掌組織の計画を立てて進行管理することが求められていることから、業務遂行に求められる経験と能力の要求水準が高く、育成に時間を要する。

そのため、主任や主幹教諭の安定的な配置と任用期間の延長が重要である。具体的には、教務担当の主幹と生活指導担当の主幹については複数配置が、進路指導と研究を担当する主幹教諭の配置が求められる。主任教諭は最低でも主幹教諭と同数(理想的には主幹教諭の倍の数)の配置が確保されていることが必要である。任用期間については、義務教育9年間を通した継続的な指導を可能にする任用期間となることが配慮される必要がある。

また、区固有教員について、品川区では、教育改革を全国に先駆けて実施しており、市民科や小学校からの英語科等、独自の教科や内容も多い。品川教育ルネサンスでは、今まで培ってきた成果を生かしながら、施策の再構築を行うとしているが、これまでの経緯を踏まえつつ、今後の教育を創造していく視点からも、区内の学校のみで異動できる区固有教員は品川区の施策全般に寄与することができる存在である。

(3) 教員配置について

教育職員免許法第3条第4項により、「義務教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)については、(中略)、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。」とされている。ただし、同法附則20により「小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭(養護又は栄

養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。) 指導教諭、教諭又は講師となることができる。」とあり、「当分の間」(次に規定が定められるまで)は小学校、中学校のどちらかの教員免許があれば、義務教育学校の教員となることができる。

しかし、義務教育学校としてより実効性のある学校運営を目指そうとすれば、小学校と中学校の両方の指導ができる人材の確保が第一の課題としてあげられる。そのため、まずは小学校と中学校の両免保有者の配置が求められる。ただ、東京都では、小学校と中学校との校種間の異動は行われておらず、小学校と中学校の両方の教員免許を保有していても、両方の指導経験を有する人材は皆無である。今後、任命権を有する東京都に人事異動に関する特例を要望する必要がある。

また、大規模校となっている義務教育学校における事務職員の配置数についても、増員の可能性を検討する必要がある。

(4) 教育課程の管理について(学習指導・生活指導・進路指導等)

学校教育法第49条の5では、「義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。」とされているが、平成28年3月22日の「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省 関係省令の整備に関する省令等について(通知)」(27文科初第1593号)により、「義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成28年文部科学省告示第55号)」が平成28年4月1日から施行され、設置者の定めるところにより教育課程を編成することができる。

品川区では、小中一貫教育課程として、4-3-2の区分を採用している。9年間の連続性を高めるとともに、3区分の区切りについての区民による理解を進める工夫が今後更に求められよう。

この特例を定める件では、設置者が定める教育課程において要件となるものとして6点挙げられており、その中に「児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。」が含まれている。品川区では、7年次に小学校から義務教育学校に転入する生徒が必ずいる学事制度になっていることもあり、この教育上必要な配慮が課題である。義務教育学校では、指導内容の入れ替えや移行ができることになっているが、この制度のもとでは、教科内容の前倒しが難しくなっている。

その他、前述の調査では、異学年交流等、義務教育学校の特色ある教育活動のための授業時数の確保、あるいはカリキュラム開発のための人材確保が課題とされている。一貫教育の効率性を活かした授業の展開(授業時数の確保、教科を限定した前倒し学習等)について、さらなる検討が必要である。

(5) 学校行事について

課題として第一に挙げられるのが、学校行事の精査である。同調査によれば、土曜日に実施する運動会や学習発表会、文化祭等を1~4年、5~9年の2回実施する場合、教員は両方に参加するため、負担が大きい(別途、土曜授業も実施しており、勤務の振替が困難)。第二には、保護者や地域住民の理解促進である。前期課程終業、後期課程始業におけるカリキュラムの停滞をなくすことが義務教育学校のメリットだが、6年卒業と7年入学という区切りを大切にしたい思いが保護者には強くあることへの配慮から、簡素化が難しい。

学校行事については、土曜授業日に振り分けることの可能性が検討されるべきであろう。また、義務教育学校のメリットをさまざまな方法で保護者や地域住民に伝えるとともに、6年から7年への接続期のカリキュラムについて、継続的に検討することが求め

られている。

なお、小中一貫教育の推進事業に関する自己評価では、効率性の観点で「C」評定となっているが、品川 CS と同様に制度設計段階ではさまざまな要素について慎重な検討が要される場所であり、効率性については現時点でやむを得ないと思われる。

3 まとめ

いうまでもなく品川コミュニティ・スクールへ向けての取り組みと義務教育学校をめぐる取り組みは切っても切れない関係の中にある。課題も多くは共通する。

義務教育学校をめぐる取り組みの中でも取り上げたように、7年次に転入することが学校選択で可能となっているため、義務教育の一貫性と学校選択とがどう折り合いをつけていくかが最大の課題である。本年度、同時進行で進められている学事制度審議会では、ここで取り上げた取り組みに関わりの深い方々が参画する中で審議が進められている。

この課題は、学校選択制の前提となっている各学校の特色ある取り組みの展開とコミュニティ・スクールとが相互に矛盾することなく、活かし合えるような仕組みの模索とすることができる。

(これまでの成果を十分に踏まえた品川教育ルネサンスが進むことを期待する。)

筑波大学人間系教授 窪田眞二

(4) 各事業の点検及び評価結果は、次ページ以降のとおりである。

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
1	庶務課	教育委員会運営	B (継続)	基礎的自治体として、地域の実情に応じた教育の振興を図るため、継続して実施する。また、区長と教育委員が直接意見交換することで、双方の連携をより強化していく必要がある。
		教育委員会の開催等		
2	庶務課	教育広報紙の発行	C (見直し)	区民の方にプラン21についての理解を深めていただき、区外に向けて本区の教育を周知するために必要である。年2回の発行となっているが、記事が重複することもあるため年1回の発行としていく。
		年2回教育広報「教育のひろば」を発行する。		
3	庶務課	広報しながわ教育特集号	A (拡充)	学校案内を配布する9月にあわせて、広報しながわ教育特集号を発行していく。それにより、品川の教育に触れる機会の少ない区民に幅広く周知し、主に未就学児童の保護者に興味関心を持たせることができる。
		広報しながわで教育特集を発行し、未就学児童を持つ保護者を中心に、品川区の教育の施策に興味関心を持ってもらう。		
4	庶務課	学事制度等の検討	A (拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ・学事制度検討の準備段階として、平成28年7月から区内の就学人口の現状分析および将来予測を行い、9月末までに完了。 ・平成28年10月に「学事制度審議会」を設置し、品川区の学事制度(学区・学校選択制・学校規模・学校種の地域バランスなど)等について幅広く審議。 ・審議会は平成29年度も引き続き開催し、最終的には平成29年度末までには答申を得る予定。
		就学人口の増大など社会環境の変化や品川コミュニティスクール ^の 展開、義務教育学校法制化を契機とし、「地域とともにある学校づくり」等、今後の品川区の教育のあり方を再構築するため、学事制度(学区・学校選択制・学校規模・学校種の地域バランス等)や学校改革の考え方などについて検証・検討を行う。検討にあたっては、学識経験者、校長等代表、区民代表等による「学事制度審議会」を設置する。		
5	庶務課	教職員健康管理	B (継続)	教職員の健康診断は、法律で受診義務が定められている。教職員の健康診断実施者は学校設置者(区)となる。100%を目標に今後も教職員の健康管理に努める。
		教職員に対する健康管理のための各種健診の実施		
6	庶務課	教職員ストレスチェック	A (拡充)	教職員が心身ともに健康であることは教育の質の確保のため不可欠であるため、対象者全員の実施、事後指導等、教職員のメンタルヘルスの管理に努める。なお、労働安全衛生法の改正により、労働者50人以上いる事業所では年1回のストレスチェックが義務化された。教職員(常勤・週20時間以上勤務)に厚生労働省の推奨するストレスチェックを実施し、分析を業者に依頼し結果を本人に返却。結果により産業医面談を促し、実施する。さらに、高ストレス者の多い学校に対しては産業医訪問を行う。
		メンタルヘルスの不調を未然に防ぎ、自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる。		
7	庶務課	安全衛生講習会	B (継続)	安全衛生講習会は教職員が心身ともに健康で仕事できるように、健康増進、公務災害防止、メンタルヘルスをテーマに実施している。参加希望者も多く、学校現場共通の問題に理解を深め、繰り返し実施することで健康・安全対策に効果があるため、今後も適切な運営に努める。
		学校区職員対象にストレッチ、ワーク等講師を招いて公務災害防止の目的で講習会を行う。また、学校管理職対象メンタルヘルス講習会では、年1回学校特有のメンタルヘルス問題について講師を招いて講習会を行う。		
8	庶務課	安全衛生管理	B (継続)	学校職員の安全と健康増進を図るため、労働安全衛生法に定められた産業医等配置を行っている。今後も安全衛生会議、産業医訪問・面談等を行い、公務災害防止や健康管理体制の充実に努める。
		区立小中学校、義務教育学校に勤務する教職員、用務等を含む学校の職員の安全と健康維持増進を図るため、健康教育・健康管理業務を行う。		

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
9	庶務課	学校職員の被服貸与 区立小中学校、義務教育学校、幼稚園に勤務する職員(用務・栄養士・給食業務)に職務を遂行する上で必要となる被服を貸与する。	B (継続)	用務職員・栄養士・給食業務に被服貸与をしているが、給食業務の民間委託に伴い、現員数は減少している。今後、貸与規定の変更が必要になるとともに、不要となってきた貸与品を精査し、新たな品目の必要性について検討する必要がある。
10	庶務課	文化財保護審議会 文化財の保存・活用に関する重要事項の調査審議、区指定文化財の新規指定・解除について諮問する。また、各分野の専門家である審議会委員から助言・指導を受けることで、適切な文化財調査を実施する。	B (継続)	品川区文化財保護審議会は文化財保護法・品川区文化財保護奨励に基づき設置された附属機関であり、文化財の保存・活用に関する重要事項、文化財の指定・解除等について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、専門的見地から教育委員会に建議することが、主な役割である。 「品川区長期基本計画」にうたわれた「地域の歴史的文化的資源の掘り起こし」を着実に実行するためにも、専門的見地を備えた本委員会の役割は大きい。
11	庶務課	文化財の保護 区内に所在する文化財(未指定を含む)について、専門知識を有した調査員による学術調査を行い、その保存を図るとともに普及を進める。	B (継続)	現在区指定文化財は有形・無形を合わせ142件を数え、それを将来にわたって維持・継承するためは、所有者・管理者に対して、支援・助成を行う必要がある。 さらに、従来把握していなかった文化財に対しても学術的な調査を行い、その学術的位置づけと地域における重要性を究明するとともに、適切な保護・保存方法について見直しをつけることも重要である。
12	庶務課	文化財の活用 区域の文化財・歴史を区民へ広く普及するため、文化財めぐり、文化財一般公開、文化財標識の設置、子ども文化財散策ツアー、史跡散歩と歴史館特別展見学等を実施	A (拡充)	区指定文化財の所在地・由緒のある坂などに文化財解説板を設置し、区民が地域の歴史と文化を理解する一助とし、地域への愛着醸成を図る。今後は2020年オリンピック・パラリンピックを見据え、多言語化を視野に入れる必要がある。 文化財めぐり等、各種普及事業により文化財、しいては地域の歴史を区民に身近に感じてもらう。
13	庶務課	埋蔵文化財の保護 土木工事計画地が埋蔵文化財包蔵地(遺跡範囲)に該当しているかの照会に対し、該当している場合は適切な届出を行うよう指示し、必要な調査に協力を求める。また、包蔵地内の土木工事に先立ち、必要に応じて立会・試掘・発掘調査を実施する。	B (継続)	文化財保護法では、埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内で建築・土木工事を行う場合、事業者事前に届出を義務付けさせるとともに、必要に応じて試掘・発掘調査への協力を定めている。 その際、工事を行う土地が埋蔵文化財包蔵地に該当するかの照会への回答、事前の届出受理および事業者との調整・指導は、区市町村教育委員会の事務とされている。
14	庶務課	PTA活動の支援 各校PTAおよびPTA連合会に事業を委託し、それぞれ特色ある事業を計画・実施する。事業内容によっては、地域住民の参加もある。	B (継続)	幼稚園・区立学校のPTA活動を通して家庭教育を支援し、子どもの健全育成を図るとともに、親子や地域との交流を促進していく。
15	庶務課	家庭教育力の向上支援 子どもの成長に合わせた親子の関わり方と家庭での教育力の必要性を自覚するきっかけとしてもらうため、保護者用家庭教育力チェックシートを作成する。	B (継続)	家庭教育を支援するために、保護者に対する学習の機会及び情報の提供として実施していく。
16	庶務課	校庭開放 学校の校庭を遊び場として開放する。	B (継続)	土日、三季休業期間に、PTAが学校の校庭を開放することで、子どもに遊び場を提供し、ふれあいの機会を増やす。

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
17	庶務課	少年少女スポーツ普及事業	B (継続)	学校施設を活用し、スポーツに親しむ機会を提供することで、子どもの健全育成を目指す。
		学校・地域の協力を得て、各種スポーツレクリエーション事業を実施する。		
18	庶務課	83運動の推進	B (継続)	地域全体の目でも子どもを見守るための事業として大きな役割を果たしており、継続して実施する。
		運動啓発ポスターやグッズを作成し、区関連施設・学校・商店等に配布する。また、運動に賛同する団体に対し、「品川区教育委員会」の名義使用許可を出す。平成26年度は、小学校、義務教育学校前期課程全児童に安全指導の一環として、自転車用ステッカーを配布する。		
19	庶務課	子ども地域活動支援	B (継続)	事業の課題として、対象学年が限定されていることや記念品の再検討が挙げられていたが、平成28年度より対象を1～6年生児童へ拡大し、町会独自の工夫が出来るよう、町会へ記念品購入費を助成する制度を始めた。よって、それら事業見直しによる効果を注視していく必要がある。 また、居住地以外の地域行事へ児童が参加した際の柔軟な対応、新たに導入した助成金制度について、地域へ丁寧に説明していく必要がある。
		1～6年生を対象に「町会等行事参加カード」を配付し、町会・自治会、地区委員会等の行事に参加するごとにスタンプを押す。スタンプが3回分たったら、区で準備した記念品を渡す。		
20	庶務課	学校事務非常勤職員等の雇用	B (継続)	個人情報を扱う仕事であるため、今後も区が実施すべきと考える。 学校事務従事員については雇用期間が一年であるため、常に良質な人材が確保できており、用務の臨時職員については技能職OBを雇用することによって即戦力として活躍している。 よって引き続き同様の方法で雇用する。
		円滑な業務が行えるよう、学校事務従事員を雇用する。また、病欠・公務災害等による業務滞りを解消するため、代替職員を雇用する。		
21	庶務課	維持修繕等	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の修繕工事は、グラウンド部分補修、雨漏り補修など中規模工事は庶務課が学校の休業期間を中心に実施している。 また、小破修繕は学校に令達し学校長が発注することとし、効率的な執行に努めている。 緊急工事以外は包括設計・監理委託をしており、業者委託と庶務課業務との役割分担をし、業務の効率化を図っている。
		学校施設の的確な維持管理を行い、教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		
22	庶務課	外壁改修	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 外壁改修は、経年劣化した外壁を補修し、コンクリート片の落下等を未然に防ぐことにより安全・安心な施設にしている。 既存校の外壁改修は計画的に実施しており、施設の長寿命化に成果を上げている。
		外壁の経年劣化が著しい校舎の補修を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		
23	庶務課	校舎等整備	A (拡充)	<ul style="list-style-type: none"> 便所改修は計画的に行っており、その際現在の生活様式に合わせ洋式化を進め、施設及び学習環境の改善を図っている。 非構造部材の耐震改修は大空間落下防止対策工事を平成27年度に行い完了したが文部科学省のガイドブックの改定により引き続き点検及び改修が必要である。 校舎等整備は修繕項目が多岐にわたり、年度ごとに必要な工事を行っている。今後は早い段階から検討を行い普通教室増設工事を進める必要がある。
		経年劣化が著しい便所およびその年度ごとに必要な改修工事を計画的に実施し、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		
24	庶務課	屋上防水	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 屋上防水は、防水層の経年劣化を改修し漏水をなくすことで施設環境の改善を図っている。 既存校の屋上防水工事は、計画的に実施しており、施設の長寿命化に成果を上げている。
		屋上防水の経年劣化が著しい校舎の補修を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
25	庶務課	プール整備	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・プール設備は、甲羅干し塗装の補修、本体の取替え、給排水・電気設備の更新等により経年劣化を改善し、安全衛生の向上を図っている。 ・既存校のプール整備は、計画的に実施しており、施設の長寿命化に成果を上げている。
		プール整備の経年劣化が著しい部分の補修を行い、教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		
26	庶務課	校庭整備(擁壁改修含む)	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁改修は、平成23年度6月補正による擁壁点検調査の結果に基づき、危険な箇所を年次計画的に行い、学校の防災・避難所機能を図っている。 ・校庭整備は、表層補修、舗装改修または人工芝生化することにより経年劣化を改善し、安全・安心な施設環境を維持している。 ・既存校の校庭整備は、計画的に実施することにより、地域開放を含め校庭の効率的な運用に支障がないようにしている。
		校庭の経年劣化が著しい部分の補修や擁壁等の補修・補強工事を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		
27	庶務課	施設整備等設計委託	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁改修や校舎整備等の政策予算計上をしている設計委託料であり、政策事業と連動している。 ・これらの工事設計・監理は、業者と包括設計委託として契約し、庶務課担当者と役割を分担しており、効率的な執行を図っている。
		民間委託の活用により業務の省力化を図る。		
28	庶務課	屋内運動場整備	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内運動場整備は、床改修、サッシ改修等の経年劣化の改善や、照明器具のLED化を実施することにより省エネ化や落下防止等の安全性の向上を図り、より安全・安心な施設環境を維持している。 ・既存校の屋内運動場整備は、計画的に実施しており、地域開放を含め屋内運動場の効率的な運用に支障がないようにしている。
		屋内運動場の経年劣化が著しい部分の補修や内部照明器具のLED化を実施し、省エネ化、節電、落下防止対策等を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		
29	庶務課	学校維持管理(施設の維持・修繕)	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・非構造部材耐震点検は、児童生徒の安全確保とともに、学校施設が震災時の避難所となることから、その機能確保のため、危険箇所の把握と改修計画の策定にむけ実施している。 ・維持管理業務には、自動火災報知設備や屋内消火栓設備等の消防法、自家用電気工作物保安管理業務の電気事業法等の法的なものも含まれており、学校施設の維持管理に重要な役割を果たしている。 ・業務別に契約をし、効率的に業務を行うことで省力化を図り、経費節減に努めている。
		消防関係設備・自家用電気工作物・機械警備、カラス営巣駆除等、学校施設の的確な維持管理を行う。		
30	庶務課	通学安全確認等業務委託	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> PTA・シルバー人材センターを活用し、通学路の交差点・横断歩道などで交通安全指導することで、児童の登下校時の安全・安心体制を向上させるとともに、地域防犯力を高め、必要な事業である。
		区立小学校、義務教育学校前期課程児童の登下校時における交通安全指導と誘導、学校周辺における児童の安全確保と地域防犯力を高めるための巡視を行う。		
31	庶務課	学校受付業務委託	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 土曜日授業実施日は、教職員が授業にあたっているため、来客対応の人材が不足している。引き続き、土曜日授業を円滑に進めるため、当事業は継続して実施していく必要がある。
		原則、毎月第一、第三土曜日に来客対応の電子錠開錠受付業務をシルバー人材センターに委託する。		
32	庶務課	学校改築の計画的な推進	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校、義務教育学校の改築にあたっては、建物の老朽度、就学人口の動向、学校配置の地域バランスを踏まえ、計画的に推進する。 芳水小学校の改築については、28年9月より第1期校舎等改築工事に着手し、30年12月の完成を目指す。 城南小学校の改築については、現在、実施設計に着手しており、29年8月に完了予定。また、改築工事に備え、28年10月より既存プールおよび仮設園舎建設工事を行い、29年3月に完成予定。 後地小学校の改築については、28年度にプロポーザルにて委託業者を決定し、基本設計に着手している。
		施設の再配置を含めた改築計画指針を見直し、建築手法の工夫、既存校舎の活用などにより経費の削減を図る。		

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
33	学務課	就学事務	B (継続)	就学に関する相談を通じて、児童・生徒に対する適切な就学事務を行っている。 また、質の高い学校教育を実施するための手段として、学校選択制を継続実施する。
		児童・生徒就学事務(新入学含む)を執行する。また、必要な調査および指導・助言を行なう就学相談員を配置する。		
34	学務課	学校事務のIT化推進	B (継続)	校務システムの導入により、教職員の校務業務への負担を軽減し、児童生徒に対する教育の質の向上が図られている。また、学校事務システムの導入により、事務の迅速化・省力化が図られている。 そのため、学校事務・校務の執行にあたり、不可欠な事業である。
		学籍・就学援助・学校保健・学校給食・私費会計等の学校事務にかかわる業務のシステム・ネットワーク化により、学校事務の統一化、迅速化、効率化を図る。		
35	学務課	クラブ・部活動指導(学務課)	B (継続)	部活動における外部指導員の活用の要望は増えていることから、今後も継続して実施する。また、小学校・義務教育学校(前期課程)部活動におけるニーズについては、小中連携部活動指導補助員報償費(教育総合支援センター予算)で対応している。
		部活動において、指導教員が人事異動などで不足した場合や、地域の人材を活用する目的で、外部指導員を配置することで、部活動の活性化を図り、指導効果を高める。		
36	学務課	プール指導	B (継続)	地域のマンパワーを活用し、プール指導の安全性を向上させるとともに、夏季プール委託では、専門講師による指導を実施している。 また、温水プールをもつ学校では、年間を通じた指導を実施している。
		児童・生徒に対するプール指導を補助する。夏季期間中や授業で実施するプール指導において、安全を確保すると同時に優れた指導法を習得した指導員を配置することにより、授業の充実を図る。		
37	学務課	夏季施設	B (継続)	小学校では夏休み期間中に、全校で夏季施設を実施しており、自然教室(冬)については26・27年度は6校が実施し、28年度は5校が予定している。 児童の健康増進や心身の鍛錬に寄与していることから、今後も日光を中心に実施していく。
		夏季施設は5年生を対象として、夏休み期間中に豊かな自然の中で、心身を鍛錬することによって児童・生徒の健康増進を図る。自然教室(冬)は6年生を対象として、日光の冬の自然を体感しながら心の交流と団体行動の訓練の場として実施する。		
38	学務課	移動教室	B (継続)	自然に親しみ、歴史的文化遺産等の学習を経験させるとともに、集団生活を通して規律や連帯感を養い、健康増進を目的として教育課程の一環として位置づけられている事業であり、今後も実施内容について十分検討して行う。
		自然に親しみ、歴史的文化遺産等の学習を経験させるとともに、集団生活を通して規律や連帯感を養い、健康増進を目的に2泊3日の日程で移動教室を実施する。		
39	学務課	特色ある教育活動(学務課)	B (継続)	品川の教育改革プラン21の主要施策である「特色ある学校づくり」を実現するため、継続実施していく。 なお、9割を超える学校で実施している学力テストは、「特色ある教育活動」としての継続実施の意義や学力定着度調査との整合性について検討する必要がある。
		各学校長のビジョンに基づいた特色ある教育活動を推進し、成果基盤型の学校経営の実現のため、教育内容の各学校の特色に適應した教育環境の整備を図る。		
40	学務課	学校ICTの推進	A (拡充)	平成26年9月からICT機器の活用が始まり、教員アンケート(平成27年2月/指導課実施)では、小学校教員の約7割が毎週、中学校教員の約5割が授業の半分以上でプロジェクト等を利用していると回答している。また、今後もプロジェクトやタブレットPCを活用していきたいと回答した教員は、9割を超えている。また、平成27年11月には、源氏前小学校で「主体的に学習する児童の育成～ICTを活用した教育活動を通して～」の研究発表会を行い、約400名が参加した。なお、平成29年度には、未配備校全24校の普通教室等にプロジェクト・書画カメラ等の設置を計画している。
		ICT機器を活用し、より質が高く、わかりやすい授業を実現するとともに、児童・生徒が学習意欲の向上および進化するICT社会への適応力を身に付けさせる。教育活動推進校(10校)および教育活動実践校(12校)の普通教室等にプロジェクト・書画カメラ等を常設する。さらに、実践校には、タブレットPCを配備し、自学自習の定着を図る。また、特別支援学級設置校(17校)にタブレットPCを配備している。		

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
41	学務課	実用英語技能検定公費助成 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた英語教育の成果を測る指標として、品川区立学校に在籍する5～9年生の検定料(年度内1回分)を公費助成することで、実用英語検定の受験を促す。また、その結果を活用し、児童・生徒の英語力の確認および今後の指導に活かす。	B (継続)	本区の英語教育の一層の充実に向け、平成27年度より実施した事業である。 平成27年度の実績をもとに、平成28年度は実施方法の見直しを行った。
42	学務課	教材教具の充実 教材用消耗品費や教具備品費について、一部を学校に配当するほか、教師用教科書・指導書の購入やピアノの調律委託等を行う。また、教材用パソコンのセンターサーバー化を行い、リース等を実施する。	B (継続)	義務教育の適正な実施のため必要な整備を行っていく。
43	学務課	学校の維持管理 各種設備機器の保守点検および清掃委託等を実施し、機器を正常な状態に維持する。光熱水費の支出管理および使用状況の把握を行う。	B (継続)	現在の業務水準を下げることなく、一層のコスト削減のための工夫を行う。その一方で、今後の改築等による設備の増加や学校用務数の減少による清掃委託等の増加に対応していく必要がある。
44	学務課	学校運営事務(環境整備等) 学校環境の整備および円滑な校務の運営を図る。(校具の整備、行事式日の運営、校務の運営)	B (継続)	現在の事業実施内容に加え、備品等の老朽化に対応するため、取替え・修繕等を行う必要があるものについては、適切に対応していく。
45	学務課	学校図書館資料整備 主体的・意欲的な学習活動の充実・推進や読書習慣の確立のため、主に図書の実施を図る。	B (継続)	児童・生徒の学習活動をより一層充実させるため、学校図書館における図書の購入を継続的に図る。
46	学務課	就学援助 経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の就学援助費を支給する。	B (継続)	法令で求めているように、経済的な理由により就学困難な児童生徒に対する支援は、区の事業として欠かせない。 親の経済状態によらず、必要な教育環境を整えるため、低所得世帯の子どもの支援対策として、今後も継続する必要がある。
47	学務課	就学奨励 経済的理由により就学困難な特別支援を要する児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等について就学援助費の1/2を支給する。	B (継続)	特別支援教育就学の児童生徒を持つ保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学奨励費を支給している。 法令や保護者からの求めも多く、今後も継続する必要がある。
48	学務課	多子家庭給食費の補助 区立学校の学校給食に要する経費のうち、保護者負担のものについて経済的理由により負担することが困難と認められる保護者に対し、補助金を交付する。	B (継続)	経済的な理由から給食費の負担が困難な保護者に対し、補助金を交付することにより負担の軽減が図られる。また、少子化が進む中、少子化対策という側面もあり、継続する必要がある。

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
49	学務課	給食運営	B (継続)	学校給食法第4条および第11条、同法施行令第2条第2項により、継続が適当である。平成24年度に給食調理業務等代行へ完全移行し、栄養教諭・栄養職員、事務(給食業務)職員の未配置校には、栄養士の外部委託を順次導入している。事務(給食業務)職員の定年退職等に合わせて切り替えていくが、食物アレルギー対応を重視した委託栄養士の配置は適当である。
		衛生管理用品の購入や調理機器・施設設備の修理および小破修繕、清掃委託、生ごみリサイクル等を実施する。		
50	学務課	食材放射性物質検査	C (見直し)	学校給食用食材の放射性物質検査は保護者の要望により、不安払拭と風評被害を防ぐことを目的に平成23年11月から開始した。平成24年度からは、給食1食分を1週間分まとめる方法に変更した。平成26年度からは、従来の放射性物質検査(ヨウ素・セシウム)に加え、放射性ストロンチウム検査を開始した。食の安全・安心に対する理解を得るためには必要な事務であるが、これまでの実績等を踏まえ今後の実施について検討する。
		学校給食への不安払拭と風評被害防止を図るため、飲用牛乳を除く給食1食分を1週間分まとめて1検体として実施する。		
51	学務課	給食調理機器等の整備	B (継続)	学校給食法第11条により、継続が適当である。老朽化した調理機器等について、計画的な取り替えが必要である。
		調理機器の機能不全や故障による事故防止を図り、安全で衛生的な学校給食を提供するため、年次計画や老朽状況により、調理機器の老朽取替を実施する。		
52	学務課	給食施設の改修	B (継続)	学校給食法第11条および同法施行令第2条第2項により、継続が適当である。施設設備の老朽化に伴い、維持修繕のみではなく、計画的な施設改修を必要とする。
		給食施設設備の不備による事故防止を図り、安全で衛生的な学校給食を提供するため、給食施設設備の改修工事を実施する。		
53	学務課	学校保健運営	B (継続)	学校保健安全法に定める環境衛生の維持を行うとともに、学校医の適切な配置を継続する。
		水質検査、教室内環境衛生検査等を委託し実施している。学校医(内科・眼科・耳鼻科・歯科)および薬剤師の報酬を支出する。		
54	学務課	歯磨き指導事業	B (継続)	今後も実施校を順次指定し、歯磨き指導の啓発に努める。
		学校歯科医による児童・生徒の給食後の歯磨き指導および保護者への啓発を行う。		
55	学務課	児童・生徒の健康管理	B (継続)	学校保健安全法第11条・第13条に基づき、今後も継続して児童・生徒の健康診断を実施する。
		就学時健康診断、心臓・腎臓検診等を委託し実施している。		
56	指導課	区固有教員の採用	B (継続)	区独自の教育施策を円滑・継続的に推進する上で、品川区に愛着を持ち、高い使命感と意欲がある教員が原動力となる。本事業は、区固有教員が長期的・継続的に活躍するために必要な事業である。採用計画の実現に向けては、優秀な人材確保のために採用選考の事前予告や大学訪問、採用選考説明会の実施など積極的に宣伝等を行っている。また、教員の資質能力を高めるため、区の教育の重要施策に的を絞った研修を実施するとともに、外部専門研修の受講や杉並区との人事交流など積極的な人材育成を図っている。今後は、義務教育学校も設置されたことから、区固有教員の活躍の幅を広げるため、異校種免許取得助成枠を拡大していく。
		区の教育改革の原動力となる高い志を持った者を採用する。また、研修での講義・討論、特別研究授業、異校種免許の取得推進、小中一貫教育全国サミットへの参加など、固有教員の資質や能力の向上を図る。		

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
57	指導課	災害対策教職員待機寮の維持管理	B (継続)	地方出身の新規採用者および都内全域を異動する教職員の居住安定化および緊急・災害時対応に必要な事業である。待機寮入居者は災害発生時の初動対応要員となる。初動対応時に的確に対応できるよう、防災訓練への参加(年3回)を義務付け、寮所在地域の防災力の向上につなげていく。
		災害時の初動連絡等に従事する教職員を確保するために設置する待機寮の建物および入居者の維持管理を行う。		
58	指導課	教職員互助会に対する補助	D (廃止)	品川区で在勤の教職員を対象に会員の福利厚生に関する事務を行っている。現状で互助会事務を行っている区はかなり減少しており、その必要性についても検討した結果、平成25年度の理事会と評議員会において、平成28年度末をもって廃止することが決定している。今年度は最終年度として、会員に人気のある事業を残しつつ、教職員互助会の廃止に向け事務を行っている。
		教職員の福利厚生事業に係る費用を補助する。		
59	指導課	教員への被服貸与(防災服)	B (継続)	「暮らしの安全・安心都市」は、区の重要施策であり、職員の防災意識の向上は必須である。県費負担教職員の身分上、品川区の職員となっており、区が実施すべき事業である。防災服の在庫管理は、一括して「防災課」が行っており、貸与方法は適切である。 なお、退職者や転出者の防災服を回収しクリーニングするなどして、必要最小限の購入数に抑えている。
		教職員へ防災服を貸与する際に、防災課の在庫数が不足した場合に、必要数を購入する。		
60	指導課	教職員出退勤システム	B (継続)	教職員の服務管理の根幹を成すシステムであり、その正確性および整合性の保持が必要である。県費負担教職員の服務監督権限は、在籍する区教育委員会に有り、その適正な管理のため、区が実施しなければならない。システム保守を行う業者とは、毎月1回情報交換やメンテナンス依頼等を行うための定例会を実施し、学校現場から上がる細かなニーズに対応できている。
		教職員に係る法律改正や東京都の人事制度の改正等に伴う、プログラム改修を行い、円滑なシステム運用を推進する。		
61	指導課	教職員研修	B (継続)	教員の資質・能力の向上は、子どもの学力向上や豊かな心の育成に直接関わる問題であり、非常に重要な要素である。その手法として、研修の実施は大きなウェイトを占めている。法に定められた悉皆研修の受講はもちろんのこと、学校経営や職層に応じた研修を教育委員会が実施することは必要不可欠であり、また教職員各人が自主的に研鑽を積むための研修会参加費の助成など、区としてきめ細やかな研修計画を進めることも必要である。各研修会には、指導主事・学校経営監が参加し、様々な視点から効果を検証しており、今後もスクラップ&ビルドを徹底し、改善を図る。
		当面する学校教育の諸課題について各種研修を行い、指導内容・指導方法の充実を図るとともに、研修の一部において外部講師を招き、本区教職員の資質の向上に資する。		
62	指導課	小中一貫教育の推進	A (拡充)	義務教育学校を6校設置し、義務教育が複線化されることとなった。このことにより、小中一貫教育は義務教育学校、小学校と中学校、小学校と義務教育学校の様々な形を検討することが必要となった。また、国の学習指導要領も改訂に向け検討が進められており、品川区小中一貫教育要領も改訂することになる。 教育改革プラン21の中心として進めてきた「小中一貫教育」を「品川教育ルネサンス For The Next Generation」において、新しい形で拡充していく必要がある。
		小中一貫教育の効果や課題を検証するとともに、各教科カリキュラム部会による指導内容、方針の改善を進め、区における小中一貫教育を推進する。また、小中一貫教育全国協議会を牽引し、サミットを開催する。		
63	指導課	習熟度別学習の推進	B (継続)	指導助手を配置することで、児童・生徒の習熟度に応じた、少人数での指導を行うことができる。学習集団の編成や指導形態についても、児童・生徒の実態に合わせ対応することができる。 配置や活用方法等については、教育委員会がその方針のもとに、直接行う必要がある。今後も効果を検証しながら、継続して実施する。
		一人一人の習熟度や能力に応じた指導を行い児童・生徒の学力を伸ばすため、指導助手を配置する。習熟度別のグループを編成し、個に応じた指導を展開することで、基礎・基本の定着や発展的な内容の学びを進めるとともに問題解決能力の育成を図る。		
64	指導課	ステップアップ学習	B (継続)	ステップアップ学習は、児童・生徒の学習の習得状況に応じ、基礎基本を身に付けさせるとともに、興味・関心に応じて特定分野の優れた能力を伸ばすことを目的として、小中一貫教育要領に基づき本区が独自に実施するものである。都費非常勤講師の時数配当が得られない領域であり、当学習を円滑に実施するため、今後も区費講師を継続配置していく必要がある。学校側のニーズは非常に多いが、学校の教育水準の維持のため、質の高い講師を必要数確保することが課題となる。
		ステップアップ学習の時間に一人一人の習熟度や能力に応じた指導を行い児童・生徒の学力を伸ばすため、区費非常勤講師を派遣し学校が設定した各教科の基礎・基本の定着や発展的な内容の学びを進めるとともに問題解決能力の育成を図る。		

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
65	指導課	学力定着度調査	C (見直し)	品川区小中一貫教育要領から基礎的・基本的な内容を中心に、区独自で作成した問題を使用し、調査を実施している。その結果を分析し、自校の学習指導の工夫・改善を行うことができる。 毎年、異なる児童・生徒を対象に独自問題で実施しているため、受検者の成績の変化を確認することや、他地区の結果との比較をすることができない。そのため、学習指導の工夫・改善による成果を検証することが難しい。 今後、既成の業者テスト等の活用や実施学年の拡大等の見直しを行い、これらの課題に対応していく。
		4年生および7年生終了時に、国語、算数／数学、理科、社会の4教科で、テストを実施し分析する。		
66	指導課	特色ある教育活動	C (見直し)	各学校から提出された「プラン21予算計画書」に基づき、事業の必要性・効果をヒアリングし、予算計上を行っている。効果の高い事業には重点的に予算措置をしていくことが求められており、事業実施後の成果検証をしっかりと行う必要がある。 また、これまで予算措置してきた事業の謝金等経費や実施内容を整理し、予め各学校に提示することにより、各学校が「プラン21予算計画書」を作成しやすくとともに、査定の効率化につなげる。 今後、学校支援地域本部事業の実施に伴い、地域人材等の外部人材を活用し、教育活動を充実させる取組を整理していく。
		基礎学力や学習意欲の向上等に向けた学校独自の特色ある教育活動を推進するため、「プラン21予算計画書」に基づき、次の事業を実施し、外部講師やボランティアへの謝金等経費を予算措置する。 ①カリキュラム開発事業(1校)、②花壇サポーター事業(1校)、③学習支援ボランティア事業(8校)、④地域人材活用支援事業(3校)		
67	指導課	しながわドリームジョブ	C (見直し)	スチューデントシティで経済体験をした後に、実際に様々な職種において活躍する人々から、職業についての具体的な話を聞くことで、自分の将来について考え、実現させるための具体的な方法を学び、7年生以降の進路学習へとつなげていく。 実践事例を収集し、キャリア教育の一つに位置付けたカリキュラムの作成や実施方法をマニュアル化を図るなど効果的かつ効率的な実施につなげていく。 今後、学校支援地域本部事業の実施に伴い、地域人材等の外部人材を活用し、教育活動を充実させる取組を整理していく。
		区立小学校、義務教育学校5・6・7年生を対象に、地域の様々な方々が講師となり、その職業に就くために必要なことや、仕事のやりがいなどを児童に話す。児童は、その中から興味を持った仕事を選択し、講師の話聞き、質問す		
68	指導課	学校評価	C (見直し)	学校の教育をさらに充実させ、その改善を継続して行うためには、保護者や地域等の学校関係者から評価を受け、意見を受け入れる仕組みは欠かせない。 今後は、地域や保護者とさらに協働して学校の教育活動を改善していくため、新たに設置する校区教育協働委員会に学校評価の役割を位置付ける。平成28年度は15校(義務教育学校6校含む)、平成29年度は16校を追加して31校、平成30年度は46校全区立学校に校区教育協働委員会を設置し、学校評価を実施する。
		校区外部評価委員会を組織し、教育活動の観察および協議を通じて、各学校の学校運営および教育活動評価と支援を行う。		
69	指導課	学力向上プラン推進事業(勉強合宿)	A (拡充)	生徒の学習意欲の向上において合宿形式による勉強会は有効な手段であり、参加した生徒からも、学校以外で集中的に学習する環境が提供されることにより、自ら学習する意欲・習慣が身に付いたとの声が上がっている。講師の確保等、安定した事業実施のためには区が支援することが有効である。今後も事業効果を検証しつつ、普及拡大を図っていく。
		日野学園・八潮学園・品川学園・荏原平塚学園で合宿形式の勉強会を実施する。また、伊藤学園・豊葉の杜学園では、来年度以降の実施を見据え、学校での集中勉強会を実施する。		
70	指導課	校区教育協働委員会	A (拡充)	近年、多様な教育課題の出現、保護者ニーズや社会の要請の変化等があり、これからの学校運営には、保護者および地域住民等との連携・協働が今まで以上に重要となっている。 こうした現状を踏まえ、学校と保護者および地域住民等が一体となって学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むため、これまでの校区外部評価委員会を発展的に移行させる形で、校区教育協働委員会を、全区立学校に設置する必要がある。 平成28年度は15校(義務教育学校6校含む)、平成29年度は16校を追加して31校、平成30年度は46校全区立学校に校区教育協働委員会を設置する。
		保護者および地域住民等の学校運営への参画を促進することにより、学校と地域住民等が一体となって学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むため、モデル校15校(義務教育学校6校を含む)を対象に、本委員会を設置する。本委員会は、年6回開催し、学校運営の基本的な方針の承認、学校評価、学校支援活動等の企画・調整等を行う。		
71	指導課	学校支援地域本部事業	A (拡充)	近年、多様な教育課題の出現、保護者ニーズや社会の要請の変化等があり、これからの学校運営には、保護者および地域住民等との連携が今まで以上に重要となっている。 こうした現状を踏まえ、学校の実態および児童・生徒、保護者等のニーズに応じた特色ある教育活動の充実ならびに児童・生徒の学力向上等、円滑な教育活動の展開を支援するため、地域人材等の外部人材の活用をより一層推進する本事業を全区立学校で実施していく必要がある。 平成28年度は15校(義務教育学校6校含む)、平成29年度は16校を追加して31校、平成30年度は46校全区立学校で本事業を実施する。
		モデル校15校(義務教育学校6校を含む)を対象に、地域住民等がボランティアとして、学校支援活動等を実施する体制をつくる。学校支援活動等の実施に関して総合的な調整を行うため、学校地域コーディネーターを配置する。学校支援地域本部を活用し、まちの人々に学ぶ授業および放課後等学習事業を実施する。		
72	指導課	品川英語力向上推進プラン(1～6年生)	A (拡充)	経済・社会等のグローバル化が進展する中、子どもたちが21世紀を生き抜くためには、国際的共通語となっている英語のコミュニケーション能力を身に付けることが必要であり、このことは、子どもたちの将来のためにも、我が国の一層の発展のためにも非常に重要な課題となっている。さらに、2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催決定に伴い、国際都市品川区としては、オリンピック・パラリンピックでボランティア等として活躍できる人材を育成することが求められる。 そのためには、積極的に外国人とコミュニケーションをしようとする態度を育てるとともに、英語によるコミュニケーションをするための英語力の素地や基礎を身に付けさせることが重要である。
		言語や文化に興味・関心をもたせるとともに理解を深めるため、ALT(外国人講師)を派遣し学校生活の中で自然に英語に触れる機会を多く取り入れ、聞くことや話すことなど実践的なコミュニケーション能力の素地や基礎を養う。また、新たなカリキュラムの検討や指導体制の充実のため、学識経験者による検討会議の開催、モデル校を指定し、JTE(英語専科指導員)の配置や、ALTの参加するジュニア・イングリッシュキャンプを実施する。		

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
73	指導課	品川英語力向上推進プラン(7～9年生) <small>本事業は、ALT派遣、品川区グローバル人材育成塾やその受講者の中から希望者を募り実施するイングリッシュキャンプ、効果検証用テストの実施、さらに、マンツーマンのオンライン英会話レッスンである品川イングリッシュレッスン500を新たに盛り込んだ事業である。英語科授業の充実および国際理解教育を推進し、英語によるコミュニケーション能力を高めるとともに、英語活動を通じて世界の言語・社会・文化等への興味・関心・理解を深める。</small>	A (拡充)	経済・社会等のグローバル化が進展する中、子どもたちが21世紀を生き抜くためには、国際的共通語となっている英語のコミュニケーション能力を身に付けることが必要であり、このことは、子どもたちの将来のためにも、我が国の一層の発展のためにも非常に重要な課題となっている。 さらに、2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催に伴い、国際都市品川区としては、オリンピック・パラリンピックでボランティア等として活躍できる人材を育成することが求められる。そのためには、外国人とコミュニケーションできる実践的な英語力を子どもたちに身に付けさせることが重要である。
74	指導課	代替職員の雇用 品川区立小中学校、義務教育学校の養護教諭・事務職員・栄養職員の病欠等の発生時に、代替職員を配置することにより、学校運営に支障が出ないようにする。	B (継続)	特定の職種で臨時的な欠員が発生した際に、職務を代行するための代替職員(臨時)の補充が必要である。「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例」により、区が実施することとなっている。臨時的欠員補充では、臨時職員を適切かつ迅速に配置している。学校運営に支障のないよう、適切な配置に努めていく。
75	指導課	幼稚園講師の採用 遠足随行、運動会練習指導その他の教育活動を行わせるため、非常勤の幼稚園講師を採用し、配置する。	B (継続)	年間を通して、安全で適正な教育活動を行うため必要である。幼稚園の管理・運営責任は区にあるため、区が実施する必要がある。 幼稚園のニーズに沿った適切な講師の配置を行うことができ、園務の円滑な運営に貢献している。なお、経験の浅い教員や産育休取得者が増加傾向にあることから、引き続き講師需要の適正把握に努める。
76	教育総合支援センター	品川区研究学校 教科・領域等について、各学校(園)が自主的に研究主題を設定し、これに基づいて実践、研究を進め、研究の過程および成果を発表することにより、本区教育の向上に資する。	B (継続)	小中一貫教育を推進し、品川区の教育の質を向上させるために、研究活動を推進することは必要な事業である。27年度も、4校を研究学校に指定し、教育の質の向上に向けて取り組みを推進してきた。これらの研究結果は、研究発表会や研究冊子等で区内に還元されており、今後も事業の継続が必要である。
77	教育総合支援センター	同和教育指導推進委員会・平和に関する指導資料作成委員会 学校における人権教育、平和教育の推進を図る。指導用資料を作成するための委員会を設置し、作成した資料を各学校および教員に配布し、活用する。	B (継続)	学校教育において人権・同和教育、平和教育の推進は必要性が高く、区・教育委員会の目標達成のために実施が必要な事業である。これらの教育は継続的に実施される必要があり、区が積極的に実施すべき事業である。資料作成を通じ教員の理解が深まり、作成された資料の活用が期待できる。年度末に、「人権尊重の教育の指導資料」、「しながわ・人権のひろば」、「平和に関する指導資料」を作成し、区内の各学校へ配布を行い、成果を還元している。
78	教育総合支援センター	品川区教育会に対する助成 品川区教育会に置かれる研究部の活動援助のため、会費の総額に相当する額を上限とし、予算で定める額を補助する。	B (継続)	児童・生徒の学力向上や小中一貫教育の推進に向け、必要な事業である。継続的な研究のために、区が支援することが効果的である。補助対象を「研究資料費・調査広報費」に限定しており、効率的な予算執行が徹底できている。事業の執行後には、教育会の会計担当および事務局職員による、会計調査を行うとともに不要額は返金しており、適正な執行に努めている。品川区の教職員組織のさらなる発展のため、助成は継続するべきである。
79	教育総合支援センター	教職員研修 当面する学校教育の諸課題について各種研修を行い、指導内容・指導方法の充実を図るとともに、研修の一部において外部講師を招き、本区教職員の資質の向上に資する。	B (継続)	教員の資質・能力の向上は、子どもの学力向上や豊かな心の育成に直接関わる問題であり、非常に重要な要素である。その手法として、研修の実施は大きなウェイトを占めている。法に定められた必修研修や、時代のニーズに沿った情報研修の企画など、必要な研修計画を進めることができた。研修会には、指導主事の他に学校経営監が運営し様々な方向性から効果検証を行う体制ができた。今後もスクラップ&ビルドを徹底し、改善を図る。
80	教育総合支援センター	校内研究会 当面する学校教育の諸課題について各種研修を行い、指導内容・指導方法の充実を図るとともに、研修の一部において外部講師を招き、本区教職員の資質の向上に資する。	B (継続)	教員の資質・能力の向上は、子どもの学力向上や豊かな心の育成に直接関わる問題であり、校内における研究は非常に重要な要素である。各学校独自で企画・立案を行い、外部講師を招聘して授業観察・評価・講評を行っている。校内の教員相互で授業を観察し、また学識者による新たな指導法の教授など、人材育成に大きく寄与している。学校の予算要望に対し、実績・効果を加味した額査定が難しく、明確な査定基準の策定や学校への事業内容の周知など、徹底していく必要がある。

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
81	教育総合支援センター	校外指導	B (継続)	児童・生徒の指導の充実のため、緊急時等において教員による生徒指導対応を行っている。今後も勤務時間外の対応は必要であり、外部委託は不可能である。子どもの健全育成に向けて、引き続き充実を図っていく。
		児童・生徒の問題行動に対する緊急対応、不登校児童・生徒に対する指導、祭日、緑日パトロール等		
82	教育総合支援センター	中学校の進路指導	B (継続)	区立中学校および義務教育学校(後期課程)における生徒の進路指導や進路説明会は、生徒の進路決定等のために必要な事業であり、区が実施する必要がある。多様化するニーズに応えるため、事業の継続が望ましい。
		進路指導・調査書の作成、生徒・父母を対象とした進路説明会の実施		
83	教育総合支援センター	クラブ・部活動の指導	B (継続)	区立中学校・義務教育学校(後期課程)の部活動に対するニーズは高く、指導に当たる教職員の意欲向上を図り、生徒の健全育成や個性の発揮につなげることを目的とした事業であるため、区が実施すべきである。平日・土曜日の勤務時間外の指導を対象としており、今後も生徒の健全育成に向けて事業を継続していく。
		勤務時間外や夏季の早朝、夜間の指導を行いクラブ部活動の充実を図る。		
84	教育総合支援センター	巡回相談員の派遣	B (継続)	学校における児童・生徒の教育相談において多様化する相談内容に対応するため、スクールカウンセラー(SC)の重要性は増している。巡回相談員として定期的に担当する学校を巡回し、児童・生徒の支援について教員や都費SCを情報共有するとともに、他機関とより多角的な情報を共有していく。カウンセリングの専門的知見を求められることもあり、今後も優秀な人材を確保し相談体制の強化を図る必要がある。
		児童・生徒の臨床心理に関し、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善、解決、学校内の教育相談体制等の充実を図る。		
85	教育総合支援センター	子どもへの暴力防止対策	B (継続)	いじめが社会問題化するなかで、品川区におけるいじめに関する考え方や対応等を明らかにし、各学校におけるいじめ防止の取組を強化することが必要である。平成28年4月に施行された「品川区いじめ防止対策推進条例」においても区の責務として区の実情に応じた施策を策定し実施するよう明記されている。区が実施するいじめ防止対策事業の一環として暴力防止プログラムの実施は有効である。
		各校3学年を対象にワークショップ、寸劇(ロールプレイ)を実施してトークタイムを設定しロールプレイの復習や演習を実施する。		
86	教育総合支援センター	いじめ防止対策	B (継続)	平成28年4月に「品川区いじめ防止対策推進条例」が施行された。区・区立学校・保護者・地域住民・関係機関等が様々な視点からいじめに関する問題に取組む体制作りが不可欠である。学校支援のための「品川学校支援チーム(HEARTS)」の設置、条例に基づく区の附属機関である「品川区いじめ対策委員会」の設置、地域・関係団体・教育委員会・学校の連携を強化するための「品川区いじめ根絶協議会」の開催、いじめ等の早期発見のための事業の継続に加え、問題根絶に向けた取組みについて、より効果的な手法のさらなる充実を図る必要がある。
		「品川区いじめ防止対策推進条例」の制定により、「いじめられている子どもへの支援」「地域・保護者による支援体制の構築」「学校の対応」の観点から取組みの充実を図る。		
87	教育総合支援センター	音楽鑑賞教室	B (継続)	児童・生徒が一流の演奏に触れることで、感性の伸長が図れ教育活動の充実につながる。区立学校全校が参加しており、区が実施すべき事業である。連合行事運営委員会を設置し、内容・方法の評価・改善を図るとともに、学校の教職員で組織する音楽部による効率的な運営が図られた。演奏はプロのオーケストラ楽団によるもので、音程と響きなどの表現力・楽器の質・演奏者の比率など他に代え難い。ただし、演奏の曲目は継続的な検討が必要と考えている。また、平成28年度よりきゅりあんを会場に事業を継続する。
		管弦楽の生の演奏を鑑賞することにより、音楽への理解を深め、美的情操を豊かにするとともに、より音楽を愛好し、親しむ情を養う。		
88	教育総合支援センター	連合体育大会	B (継続)	体向上施策の一環として、学校を越えて選手が一同に会し、競い合うことは、児童・生徒の意欲付けになり、教育活動の充実のため必要である。全区立小学校・中学校・義務教育学校が参加しているため区が実施すべきである。荒天時は、翌日順延という形態をとっており、予備日の予算計上について課題があるが、バス台数を抑え、会場に近い学校は公共交通機関を利用したり、乗合をしたりする方向で検討を進めている。また、連合行事運営委員会を設置し、東京高校や品川陸上競技連盟と連携するなど、内容・方法の評価・改善を図っている。大会会場として使用している「大井埠頭中央海浜公園」が平成29年度より使用できなくなることから、代替会場を検討する必要がある。
		児童・生徒が一堂に会し、競技、見学を通じ、健全な心身を養うとともに連帯感を高める。公式大会が開催される競技場を予約し、自己の体力を試し、体育の振興と本区教育活動の向上を期する。		

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
89	教育総合支援センター	<p>特別支援学級連合学習発表会</p> <p>日頃の学習の積み重ねの総合的な発表の場とし、練習や発表を通じて児童一人ひとりの心身の発達と個性の伸長を図る。劇、舞踏、スポーツ等を通じて親睦を深める。地域社会の協力を得て、特別支援教育への理解を図る。</p>	B (継続)	<p>日頃の学習の積み重ねの発表の場とし、児童の心身の伸長の場となっている。また、保護者同士の人間関係を広げるという視点においても重要な行事である。区立小学校・義務教育学校(前期課程)の特別支援学級設置校が参加しており、区が実施すべきである。</p>
90	教育総合支援センター	<p>学習発表会</p> <p>連合行事を通じて、知徳体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成を目指すとともに、日常の学習成果を発表することにより、学校間の交流と親睦を深め、教育活動の充実に資する。</p>	B (継続)	<p>日頃の学習成果を児童・生徒が様々な形で発表し、互いに鑑賞し合うことで、学習への興味・関心を高めることができ、区が実施すべき事業である。校長会のメンバーによる連合行事運営委員会を設置し、その中で各行事の内容・方法の評価・改善について検討している。運営委員会の審議事項を自主校長会の場で周知するなど、各会との接続を図り、決定までの期間を短縮するなど効率化ができた。一部行事では観客動員が伸び悩んでいるものもあり、引き続き検証が必要である。</p>
91	教育総合支援センター	<p>教育総合支援センターの維持管理</p> <p>教育に関する調査研究、教職員の研修等の実施、教育関係資料を収集・管理および教育相談活動を通して、学校教育の充実と振興を図る。</p>	B (継続)	<p>教育に関する専門的機関として維持・管理を行い、学校教育の充実と推進を図る事業であり区が実施する必要がある。複合施設として、施設の効率的運営や相互利用について、関係機関と連携して取組んでいる。平成25年度に教育センターのあり方を見直し、平成27年度より教育総合支援センターとして新たな組織体制でスタートした。教育総合支援センターでは、相談機能の一元化を図り、教育に関する総合相談窓口として専門家が対応し、学校と連携を図りながら課題解決に取り組んでいる。児童・生徒の健全育成、特別支援教育の推進・充実、教職員の職層・職務研修や学校への指導、学習指導・生活指導に役立つ資料等の提供など学校へのサポート体制の充実を図る。教科書・教育資料展示などを行い、教育に関する総合的な支援の場となるよう継続して事業を実施していく。</p>
92	教育総合支援センター	<p>教育相談事業</p> <p>心理の専門家である非常勤職員を配置し、親子での来室を基本に登録制により定期的に相談活動を行う。教職員研修においては、教育課題に適応した研修の企画・運営を指導主事や担当教職員と連携しながら実施する。</p>	B (継続)	<p>教育相談に関する専門的機関であり、区内在住・在学の幼児から児童生徒、高校生までの本人およびその保護者の相談に応じている。教育に関する支援事業であり区が実施する必要がある。教育に関する相談件数は増加傾向にあり、相談内容も多様化・複雑化しており、教育相談室における心理専門職によるカウンセリングニーズは非常に高い。カウンセラーの資質向上を図るとともに、今後も関係機関・学校と協力しながら教育相談事業を継続していく。</p>
93	教育総合支援センター	<p>まちの人々に学ぶ授業</p> <p>まちの人々に学ぶ授業など、地域の人材を活用したカリキュラムを導入し、学校・家庭・地域の連携を促進し教育の質を高める。公開講座や地域の方から仕事の苦労話や職業に関連する興味深い話を聞く講座の開催等を行う。</p>	B (継続)	<p>開かれた学校づくりの推進、教育活動の質を高めるため、地域の人材を活用した授業を行っている。区の学校教育をより充実するため、地域の教育資源を活用し、学校、家庭、地域との連携を促進を図る点において検討が必要である。今後、品川コミュニティ・スクールへの事業移行など見直しを行う。*指導課移行事業</p>
94	教育総合支援センター	<p>市民科・各教科の充実</p> <p>国の学習指導要領の改訂に合わせ区の小中一貫教育要領を、この間の実践をふまえて改訂するとともに、副教科書をさらに充実させる。市民科や小学校英語科をはじめとした各教科の教科書、教材の改訂・整備を行うとともに指導体制の工夫・充実を図る。</p>	B (継続)	<p>児童、生徒に質の高い教育を提供するためには、小中一貫教育の推進において、区が主体的に取り組むべき事業である。学校の教員とも連携し、市民科や小学校英語など区独自の教科に関する教材や、小中一貫教育要領を踏まえた副教材の見直しを行うことで、指導内容等の充実と小中一貫教育の推進を図っていく。今後示される国の学習指導要領改訂を踏まえ、指導課と連携してカリキュラム検討を行っていく必要がある。</p>
95	教育総合支援センター	<p>市民科茶道</p> <p>市民科に「学校茶道」を導入し、茶道裏千家淡交会・東京第五東支部から講師を招き授業を実施する。</p>	B (継続)	<p>市民科においては、礼儀作法や対人関係など学ぶ教育内容(単元)が設定されており、茶道という伝統文化を学ぶことによる実践的な活動を通して、市民性の基礎・基本を身につける事業の必要性は高い。事業実施後の授業内容の検討など、さらに効果を高め伝統文化・礼儀を体得できるよう、継続して指導方法を検討していく。</p>
96	教育総合支援センター	<p>マナーキッズ</p> <p>NPO法人と協働し礼儀作法等の指導を充実させる。前年度中に、各学校に対して実施希望調査を行い、予算の範囲内で、実施校を決定する。</p>	B (継続)	<p>市民科においては、礼儀作法や対人関係など学ぶ教育内容(単元)が設定されており、スポーツ及び礼法指導を通じ、実践的な活動を通して、市民性の基礎・基本を身につける事業の必要性は高い。平成25年度までは希望する学校のみを対象に事業を実施していたが、平成26年度からは毎年異なる12校程度の学校を対象に実施することで、全区立小学校・義務教育学校(前期課程)37校の児童が3年生までに1回は体験できるように実施している。また、中学校および義務教育学校(後期課程)の希望校も実施することができる。</p>

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
97	教育総合支援センター	公開授業・一般公開 区内中学校・義務教育学校において、各学期1回程度の公開授業を実施する。一定期間に保護者や地域住民に、授業および教育活動を公開する。	C (見直し)	保護者や地域の方々に学校教育を理解してもらうためには、教育現場を公開し、実際に見てもらうのは効果的であり、教員・学校の意識向上の観点からも必要がある。公開授業・一般公開は継続していくが、周知の方法について見直しを行う必要がある。
98	教育総合支援センター	合同部活動の実施 拠点校となる中学校、義務教育学校において合同部活動を実施し、実技指導のための外部指導員を配置する。	B (継続)	部員数の少ない部活動について、生徒の活動の場を提供することを目的とした事業であり、部活動が生徒の健全な育成に果たす役割は大きい。保護者・生徒からの期待に応えるため、継続的な運営のため区が実施する必要がある。また、部活動の指導者不足が原因で休廃部に陥ることを防ぐため、外部指導員による部活動指導を導入し区内中学校・義務教育学校の部活動の存続を図っている。部活動の充実を図るため、継続して実施していく必要がある。今後、品川コミュニティ・スクールとの連携など、事業の見直しを検討する。
99	教育総合支援センター	スチューデント・シティ 事前学習に8時間を設定し、体験学習を行うために必要な経済や金融に関する基礎的な知識や技能を学ぶ。その後、6時間のカリキュラムとして、会社の経営側と消費者を同時に体験する。	B (継続)	児童に働くことの意味や必要性、生活するという経済活動を体験的に学ぶことは、キャリア教育の視点からも重要である。今後も効果を確認しながら、実施方法に工夫を図っていく。
100	教育総合支援センター	ファイナンス・パーク 事前学習に8時間を設定し、体験学習を行うために必要な経済や金融に関する基礎的な知識や技能を学ぶ。その後、6時間のカリキュラムとして、会社の経営側と消費者を同時に体験する。	B (継続)	生徒に生活コストを試算する実践的活動を通して、家計や収支バランスなどを学ぶことは、将来の進路選択に重要である。今後も効果を確認しながら、実施方法に工夫を図っていく。
101	教育総合支援センター	経営者体験(CAPS) 5時間のカリキュラムとして、市民科の授業の中で実施していく。実施後は、体験から分かったことや今後の学習に生かしていきたいこと等についてまとめる。	B (継続)	社会における経営活動を理解することは重要である。また、データに基づく分析や話し合いも効果が見られる。今後も効果を確認しながら実施方法に工夫を図っていく。
102	教育総合支援センター	和楽器による音楽教育 伝統音楽を体感し、わが国の伝統的な音楽文化を理解し尊重する気持ちを醸成するため、琴を使用し、各3時間の授業を全小中学校、義務教育学校で行う。	B (継続)	和楽器による音楽教育は、学習指導要領に定められており、区として進めていく必要がある。箏を使用した授業は、器材の保守を含めた運用において、他の楽器を使用するよりも効果的・効率的である。各学校においても一定の年数を経過し、教員が主体的に授業を行えるようになっており、今後も実際の演奏活動を通じた授業を通じ、わが国の伝統的な音楽文化の理解を推進すべく、授業方法等の検討を行う。
103	教育総合支援センター	体力向上の推進 体育の専門的指導力を有する指導員を配置し、子どもの意識・体力の変容を検証する。各学校において全校共通種目(品川スポーツトライアル)に取り組み、体力向上を図る。	A (拡充)	児童・生徒の体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育、スポーツ活動の充実が品川区教育委員会の教育目標および基本方針でも位置づけられ、重点的に取り組む事業である。体育の専門的指導力を有するテクニカルアドバイザーを配置し、児童・生徒に確かな技能を身につけさせるとともに、子どもの運動に対する意識や体力の変容を検証し、体を動かす喜びや楽しさを体得するにも効果的な事業である。
104	教育総合支援センター	特色ある教育活動(教育総合支援センター) 学校独自の特色ある教育活動の実施ため、各学校から提出された事業実施計画書に基づき、報償費等の予算措置を行う。事業が適正であるか指導主事による検証を行う。	B (継続)	教育改革「プラン21」から「品川教育ルネサンス」の実現に向け学校独自の特色ある教育活動の実施のため必要な事業である。学校長から提出された計画書をもとに、事業の必要性・効果を聴取の上、査定作業を実施して予算計上を行っている。学校選択制による学校から提出された計画書に基づき、効果が期待できる事業には積極的に事業支援を行っていく必要がある。予算を有効に活用するよう、指導主事等による事業の効果検証を促進し、スクラップ&ビルドを徹底していく必要がある。

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
105	教育総合支援センター	オリンピック・パラリンピック教育推進事業 体育授業の内容の改善・充実、課外活動や社会体育活動等を通じた、学校スポーツの振興のため、非常勤講師報酬や必要な物品購入費を補助する。	A (拡充)	平成30年「オリンピック・パラリンピック東京大会」に向け気運を高めるとともに、幼児・児童・生徒の知識と理解を深め、4つのテーマ(「オリンピック・パラリンピックの精神」「スポーツ」「文化」「環境」)と4つの取組(「学ぶ」「観る」「する」「支える」)を掛け合わせて、オリンピック・パラリンピック教育を実施し、児童・生徒に5つの資質(「おもてなし」「障害者理解」「スポーツ学習」「和の心」「国際的な視野」)を育む。区関係各課のオリンピック・パラリンピック推進事業と連携して積極的にオリンピック・パラリンピック教育を推進する必要がある。また、東京都においても委託事業として、平成28年度より全区立幼稚園・学校に事業を実施する。今後、指導課に事業を移行し、東京都の動向を踏まえながら、区として関係各課と連携してオリンピック・パラリンピック教育の実施を検討する。*指導課移行事業
106	教育総合支援センター	保幼小連携の推進 保育園、幼稚園年長時の後半から小学校、義務教育学校1年生1学期程度までの接続期に注目した「ジョイント期カリキュラム」を作成し、実施するとともに、その効果を検証していく。	B (継続)	保幼小の円滑な接続と就学前教育の充実に向けて区が主体的に取り組む必要がある。各校・各園でのカリキュラムの実施と検証を通じ、保幼小の連携のさらなる充実を図る。ジョイント期カリキュラムおよび保護者向けリーフレットを印刷し、各園の取組みをサポートしている。*指導課移行事業
107	教育総合支援センター	マイスクールの運営 非常勤職員(校長経験者・教育相談員・教育心理相談員)を配置し、学習支援や生活指導、個人面談活動を行う中で、個別指導や集団指導等、各児童・生徒の状況に応じた支援を行う。	B (継続)	区立学校に在籍する不登校児童・生徒への支援の場として、区が設置する適応指導教室必要である。「マイスクール八潮」での集団での活動を中心とした支援に加え、平成28年6月に2ヶ所目の適応指導教室である「マイスクール五反田」を開校し、不登校の未然防止・早期対応にむけ、個別学習を中心とした新たな支援を開始した。不登校児童・生徒への教育環境の充実を図りながら継続して実施する。
108	教育総合支援センター	帰国児童・生徒等支援 山中小学校の空き教室を利用して、日本語能力の習得を進めるための言語指導や対象者の実態に応じた教科への適応指導を行う。	B (継続)	外国籍や帰国児童・生徒は品川区にも多く在籍しており、学校に適應するための語学習得は専門的かつ集中しておこなう必要がある。義務教育は区が責任を持って所管すべき事項であり、児童・生徒に日本語の能力を付けることは区が実施すべきである。NPO法人に委託し、専門的な集中指導により実施している。近隣自治体の対応状況を調査したところ、訪問指導や個別指導を行う自治体が多く、品川区の事業は効率的である。支援対象児童・生徒は増加傾向にあることから、今後適切な運営方法を検討していく。
109	教育総合支援センター	人権尊重教育の推進 人権尊重教育にかかわる研究実施	B (継続)	人権尊重教育は、区ならびに区教育委員会の重要課題である。人権尊重教育推進校が中心となって、その成果を区内全学校に広げている。区の教育目標に照らしながら、国や都の施策を有効に活用して、引き続き区が進行・管理することが妥当である。経費については全額が負担している。推進校2校による人権尊重教育の実践は、区内全学校にとって有意義なものとなっており、人権尊重教育を一層充実させるため、継続して実施していく。
110	教育総合支援センター	特別支援教育のサポート 学期に一度、医師、臨床心理士、都立特別支援学校コーディネーター、学校経営監等専門家が訪問し、授業観察を行い、望ましい教育的対応についての指導、助言を行う。また、個別の教育支援計画や個別指導計画作成の指導、助言を行う。	B (継続)	特別な教育的ニーズを要する児童・生徒の増加がある。医師や大学教授等による専門家が学校に訪問し指導助言を受ける機会を設け、学校における指導に活用している。区立学校における特別支援教育の充実に向け、区が主体となることが有効であり、計画的、効率的に実施している。「専門家による訪問相談」では、同じ専門家が継続的に支援について学校へアドバイスができるよう日程を調整した。相談内容は多様化および複雑化の傾向にあり、今後も継続していく必要がある。
111	教育総合支援センター	特別支援学級の運営 NPO団体に人材配置を委託し、特別支援学級に介助員を配置する。また、通常学級に在籍し特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対しても介助員または学習支援員を配置する。	B (継続)	特別支援教育に関する区立学校のニーズは高い。社会的状況に見合っており、現状を維持するとともに、区の実態に応じた適切な支援のあり方の検証と計画的な支援の場の検討が必要である。公平、公立性を保つために、区が一定のかかわりをもつことが重要である。特別な教育的ニーズのある児童・生徒は増加傾向にあり、継続的に実施していく必要がある。巡回相談員や教育総合支援センター内の相談機関と連携しながら、児童・生徒一人ひとりの情報を把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、より適切な指導・支援につなげる責務がある。
112	教育総合支援センター	就学事務(就学相談) 保護者からの申請に基づき、就学相談を実施。医師、臨床心理士、都立特別支援学校教諭、小中学校長、義務教育学校校長、事務局等により就学相談委員会を構成し、児童・生徒の行動観察、保護者面談等を実施、判断、決定していく。	B (継続)	障害のある児童・生徒の就学すべき学校の指定に係る通知を行う際には、法に基づき教育委員会が実施し、保護者、専門的知識を有する者の意見を聞くこととされていることから必要な事業である。特別な教育的ニーズのある児童・生徒は増加傾向にあり、今後も合理的な配慮に基づき、適切に継続して事業を実施していく必要がある。

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
113	教育総合支援センター	教科書採択 教育委員会において教科書採択を行うため、教科用図書調査検討委員会等を設置し、採択案の作成、教科書等の調査研究を行う。	B (継続)	法に基づき実施が義務付けられており、また教育委員会が実施することとなっている。検討委員会等の開催回数および謝礼の額は適切であると考え。引続き事業を実施する必要がある。平成28年度においては、毎年実施する特別支援学級で使用する教科用図書の選定を委員会において決定した。
114	品川図書館	図書館資料の充実 資料や情報の収集・整備を行い、魅力ある図書館づくり及び地域の情報拠点として課題解決に向けた図書館づくりを図る。	B (継続)	変化する社会状況の中で、区民が求める情報を適切に提供するためには、最新のものをはじめとして幅広い資料の収集が必要である。また、資料提供の場として、誰もが、いつでも利用できる身近な区立図書館が効果的である。特に医学、薬学の資料選定については、選定アドバイザーを委嘱し、専門家の意見を参考とし、より質の高い選定を実施している。平成27年度から地区館は指定管理者による運営となり、より効率的で質の高いサービスを提供するため、図書・視聴覚資料等については、品川図書館で最終調整を行っている。
115	品川図書館	児童ボランティア養成講座(レベルアップ・基礎・地域) 子ども読書活動の推進と区民参加の促進を目的として、図書館の児童サービスの充実と区民参加促進や地域で活動するボランティアの養成・支援を実施している。活動促進・支援のため、事業を実施する際に閲覧できる「地域読み聞かせボランティア紹介名簿」を作成し活用している。	B (継続)	図書館で行っているボランティア育成については、これまで、子ども読書活動の推進に向け、目的・活用対象別に実施してきたが、更に効率的・効果的な運営とするため、ボランティア養成講座として一元化しておこなうこととした。27年度のレベルアップ講座については、より充実・深化した内容とするため新しい講師を迎え、幅広い内容の講座を開催した。また、新規養成を目的とした基礎講座を実施し、新規ボランティアの登録を行った。さらに、地域でのボランティア活動を支援する目的で開催する講座については、実際に活動するボランティアを対象としたレベルアップに特化した結果、活動意欲のあるボランティアに対する効果的レベルアップという目的を達することができている。今後とも、レベルの高い、自立して活動できるボランティア育成に向けて適切な支援を実施していく。
116	品川図書館	「しながわ親子読書の日」および「子ども読書の日フェア」 毎月23日を「しながわ親子読書の日」とし、読み聞かせのお勧め本を紹介するパンフレットを発行、また、4月23日の子ども読書の日にちなみ年1回「子ども読書の日フェア」を開催している。平成26年度は、「品川区子ども読書活動推進計画」の改訂を行う。	B (継続)	子ども読書の日フェア、親子読書の日ともに徐々に定着してきており、子どもの読書習慣確立に向けての地道な啓発活動として引き続き実施する。
117	品川図書館	図書館サービスの充実 図書館法の定義に基づき、「一般公衆の利用に対し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」ための基本的なサービスを提供している。	B (継続)	貸出数はここ数年順調に伸びてきており、平成26年度に一度減少したが、平成27年度は一昨年度からも10万点近く上回り、再び増加に転じた。 インターネットによる予約数も年々増えてきている。 また、さらなるサービス向上のために、平成27年度4月から地区館9館の指定管理者制度導入と品川図書館の業務委託の拡大に伴い、休館日の縮小と日・月曜日および祝日の開館時間延長による開館日と開館時間の拡大を図った。
118	品川図書館	科学あそび教室(自然観察教室) 子ども読書活動推進の一環として、観察や実験を通して自然科学への興味を喚起し科学読み物への導入を図るため、小学生を対象に、夏休み期間に開催している。	B (継続)	本事業は、地域の身近な場所で、気軽に自然科学に触れる体験が可能であり、区民から好評を得ている。普段紹介する機会の少ない自然科学分野の図書への関心を高め、読書活動の推進につなげるため、継続して実施する。
119	品川図書館	絵本講座(児童センター共催事業) 図書館が内容の企画と委託事務手続き、児童センターが場の提供と募集を行い、講座を通じ、子どもには本の楽しさや面白さ、親には子どもの絵本の選び方を伝えている。	B (継続)	事業対象層である幼児クラブ参加者、児童センター利用者に対して、効率的・効果的にPRを実施することが可能な事業であり効果も大きいことから、引き続き事業を実施する。
120	品川図書館	障害者サービス 身体の障害等により来館が困難であったり、視覚等の障害により通常の利用が困難な利用者のニーズに応える事業を実施している。	B (継続)	区立図書館は公共機関として、「障害者の権利に関する条約」いう「文化的な作品を享受する機会」を、障害がある人にも保障する責務を有している。品川図書館はサービス(視覚障害者情報総合ネットワーク)等に加盟したことにより、配信データを活用して視覚障害者等へ迅速に資料を提供できる体制を整え、あわせて資料利用点数の大幅増も実現した。今後も障害特性に対応した各種資料や利用システムの導入・整備を進め、資料製作に携わる音訳・点訳ボランティア等との協力体制を継続する。また、障害者サービス拠点館の中央館(品川図書館)と、昨年から指定管理が導入され自宅配本サービスを開始した地区館それぞれの特性をふまえたサービス体制の整備と、効率的な運営の構築に努める。

平成28年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
121	品川図書館	図書館フェア(読書週間行事等) 秋(10月)と春(3月)の図書館フェアとして全館統一テーマを設け、各館でテーマに沿ったブックフェア(特集本の展示)を実施し、貸出数の増を図る。また、秋には講演会、春には朗読会を開催する。	B (継続)	広く区民に読書の普及を図るため、区立図書館が主体となって読書の推進を図るとともに、講演会、朗読会などの行事を通じ読書週間の主旨を周知していくことが重要である。 27年度から地区図書館を運営する指定管理者が主体的に取り組み、また、中央館である品川図書館では委託を拡大し、各館の特色を活かしてフェアを実施している。
122	品川図書館	おはなし会 乳幼児のうちから本に親しむ環境を提供するため、各図書館で定期的に、素ばなし、紙芝居、絵本の読み聞かせ、手遊び、パネルシアター等を実施する。	B (継続)	ボランティアの活用やNPOとの連携の強化を進めながら、更なる子ども読書活動推進に資するよう工夫し、継続して実施する。
123	品川図書館	図書取次サービスの実施 武蔵小山・大井町行政サービスコーナーにおいて、ホームページや窓口等で予約した図書館資料の取次ぎを行う。	B (継続)	駅に近い行政サービスコーナーにおいて図書取次ぎサービスを行い、近隣区民や駅利用者にとっての利便性が一段と増している。今後も、特に大井町サービスコーナーでは利用が増えることが予想される。 また、平成26年9月から平成27年7月末まで耐震等改修工事のため、荏原図書館が休館していた影響で、武蔵小山サービスコーナーの利用率も、飛躍的に伸びた。工事終了後も武蔵小山サービスコーナーを利用し続ける利用者が相当数いると思われる。利用者が増えていく中で、スペースは狭く飽和状態であり、予約本や返却本の整理、利用者への提供に時間を要するなど、課題を抱えている。
124	品川図書館	図書館施設の維持管理 区立図書館10館の円滑な運営を保持するため、環境整備や施設維持管理を適正に行う。平成26年度は、荏原文化センター耐震改修工事に伴う荏原図書館の大規模改修工事を実施するとともに、大崎図書館擁壁改修工事を予定している。	B (継続)	引き続き、建物の適正な維持管理を行っていく必要がある。また大規模施設改修については、施設整備課と連携を密にして、館の良好な運営に支障をきたさないよう計画的に修繕を行っていく必要がある。 平成27年度には、荏原文化センター耐震改修工事に伴う荏原図書館の大規模改修工事が完了し、品川図書館においては区分所有している六行会総合ビルの壁面点検・改修、屋上防水等の大規模改修工事を一般財団法人六行会とともに実施した。平成28年度は品川図書館の空調設備改修工事および視聴覚ホール設備改修工事を実施。地区館では、源氏前図書館の非常階段改修工事、ゆたか図書館の地下閉架書庫、八潮図書館の防犯カメラ設置工事を実施する。
125	品川図書館	図書館窓口等業務委託・指定管理者制度 平成17年度より全10館の窓口等業務を民間事業者へ委託後、ブロックの統合・業務体系の見直し委託業務の拡大を図った。平成27年4月から地区館(9館)で指定管理者制度が導入され、合わせて品川図書館の委託業務は、事務室・電話の一時受付、児童・障害者サービス、行事、電算業務等についても業務を拡大した。	B (継続)	平成27年度から地区館9館に指定管理者制度を導入するとともに、中央館である品川図書館の業務委託を拡大し、図書館サービスのさらなる充実をはかる一方で、区職員的大幅減を実施した。 平成28年度については指定管理者の充実にも努めていくとともに、日本十進分類法(NDC)10版移行について、品川図書館委託事業者および指定管理者とともに協力し進めていく。
126	品川図書館	学校図書館維持管理 読書習慣の確立、主体的・意欲的な学習活動の充実・推進のため、システムネットワーク化や民間委託による支援スタッフ配置等を行う。	B (継続)	平成24・25年度のシステムリプレイスにより、コスト削減を図りつつ、安定した運用の維持・管理に努め、セキュリティを強化した。 学校司書については、既に小・中学校、義務教育学校に配置済みである。品川図書館では、さらなる質の向上と現状把握のため、業務委託の調査を行うとともに、資料の利活用への取り組みを説明・実施してきた。 教育課程における学校図書館の効果的な活用については、学校や関係課と引き続き連携し、検討していく。
127	品川図書館	学校図書館ボランティア養成講座 学校図書館活性化の一環としてボランティア養成講座を開催し、育成を図っている。	B (継続)	学校図書館ボランティアは、学校図書館の効率的・効果的な運営に欠かせない存在であり、学校図書館ボランティアの体験が保護者の学校運営への理解、協力を深める端緒ともなりうる。平成25年度からは、実効性のある支援とするため、実際に活動しているボランティア等を対象とする学校開催講座のみとした。 各学校での活動を越えた横のつながりを強めるため、ボランティア連絡会により実際の活動に役立つ内容を、ニーズにあわせて企画しているが、近年、1回当たりの講座参加者が少ないなど、事業周知や方法等、学校と連携・協力しつつ、検討や調整が必要である。